

○糸島市消防本部消火器の提供に関する規程

平成30年 3 月28日

消防本部告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この告示は、糸島市内で発生した火災において、初期消火に使用した消火器と同等の消火器を市民等に提供することにより、消火活動に協力する市民等の負担を軽減し、地域の防災意識の高揚及び火災による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「消火器」とは、次に掲げる消火器をいう。

- (1) 粉末消火器（薬剤容量 6 キログラム以下）
- (2) 強化液消火器（薬剤容量 8 リットル以下）

(提供の対象となる消火器)

第 3 条 消火器の提供の対象となる消火器は、糸島市内で発生した火災（消防機関が覚知した火災に限る。）において、市民等が初期消火に使用した消火器とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する消火器は、この限りでない。

- (1) 火災の火元となった消防対象物に設置されていた消火器
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第21条の 5 第 1 項の規定により型式承認の効力を失った消火器又は設計標準使用期限を経過している消火器（法定点検を実施している消火器及び住宅用消火器を除く。）
- (3) 消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所等の用途に供することができるもの（以下「専有部分」という。）があるもので、火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者、居住者及び勤務者が所有する消火器
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、消防長が不相当と認めた消火器

(申出)

第 4 条 消火器の提供を申し出ようとする者は、消火器を使用した日から30日以内に、消火器提供申出書（別記様式）を、当該使用した消火器とともに、消防長に提出するものとする。

(適用除外)

第 5 条 この告示は、次の各号のいずれかに該当する火災の初期消火に使用した消火器には適用しない。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害に伴う火災
- (2) 消防長が認める特異な災害に伴う火災

(補則)

第 6 条 この告示の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

消火器提供申出書

年 月 日

糸島市消防本部
消防長 様

申出者 住所
氏名 印
電話

初期消火に消火器を使用しましたので、消火器の提供を申し出ます。

発 生 日 時	年 月 日 () 時頃		
発 生 場 所			
消 火 器 の 設 置 場 所			
消火器の種類 及 び 数 量	加圧式・蓄圧式	薬剤容量	キログラム リットル
	粉末・強化液	数量（本）	
備 考			
※ 受付欄		※ 経過欄	
		(該当・非該当) 年月日 年 月 日	
		提供年月日 年 月 日	
		受領欄	
		受領者氏名 印	

(注意) ※の欄には記入しないこと。

別記様式（第4条関係）